居宅介護支援事業所スマイルソーシャルワーカーズ営規程の概要等

営業日及び営業時間	毎週月曜日から金曜日 ※ただし、国民の祝日及び 12 月 30 日から１月３日までは休業とします。
通常の事業の実施地域	唐津市
サービス内容	・居宅サービス計画（ケアプラン）の作成 ・要介護認定の申請代行及び認定調査 ・居宅サービス事業者との連絡調整、情報提供 ・その他必要な援助
利用料金	居宅介護支援費は原則として利用者の負担金はございません。 介護報酬上の負担金額（1 か月あたり） 　要介護 1、2…1,086 単位 　要介護 3、4、5…1,411 単位 加算関係（1 か月あたり） 　初回加算…300 単位 　退院退所加算…300 単位 　入院時情報連携加算…Ⅰ：250 単位　　Ⅱ：200 単位 　通院時情報連携加算…50 単位 　中山間地における小規模事業所加算…介護報酬額の 10%
個人情報について	当事業所の職員（職員であったものを含む）は、業務上知り得た利用者並びに家族の情報について、正当な理由がない限り第三者に漏洩しません。
損害賠償	当方の責任により賠償すべき事故が生じた場合は、速やかに損害賠償を行います。
苦情相談等	苦情、ご意見は速やかに対応し、必要な対策等を講じます。 　苦情受付担当者：　江藤　渉（管理者：主任介護支援専門員） 　苦情解決責任者：　管理者　小塚　洋（代表者） 　　TEL　0955(53)8686
	・唐津市高齢者支援課　TEL0955-70-0102 ・佐賀県国民健康保険団体連合会　TEL0952-26-1477 　※受付時間：午前８時 30 分～午後５時 15 分 　　（土・日・祝日、及び 12 月 29 日～1 月３日を除く。） ・第三者委員　脇山秀秋　TEL0955-73-0256
記録の閲覧	運営規程・利用契約書・重要事項説明書は閲覧用を準備しておりますので、ご自由にご確認ください。

作成日：令和６年４月１日